

質問に対する回答について  
工事名）百石道路 市川橋落下物防止柵取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	余裕期間に関して 工期 360 日間の中に余裕期間 60 日間を含んでいる認識でおりますが、360 日間の工期で契約後、実際 60 日間より早く着工となると、全体の工期は変更契約等行った上で短くなりますでしょうか? 例：着工日が 51 日目となれば工期 350 日間となるのか？	契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、「工事打合簿」を監督員に提出し、協議の上、工事に着手することができるものとする。としており、その場合でも、工期は短縮されません。 例：着工日が 51 日目であっても、工期は 360 日間となります。
2	青い森鉄道（株）との交差部における施工に関して 施工の際必要となる保安費として列車見張員が計上されておりますが、特記仕様書 20-1 より列車見張員以外の保安費（工事管理者（昼間）、工事管理者（夜間）、き電停止に係る費用等）は契約後、青い森鉄道（株）との協議完了後に変更契約となる形でよろしいでしょうか？	その通りです。
3	既設の落下物防止柵に関して 既設の落下物防止柵（G1-2）に関してですが、鉄道の架線からの感電防止対策として、アースの設置等の対策は施しておりますでしょうか？	鉄道の架線からの感電防止対策として、アースの設置等の対策は施しておりません。